

生駒市学校運営協議会規則(令和2年3月生駒市教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる要件を満たす学校(生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に定める<u>小学校</u>及び中学校をいう。以下同じ。)ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</p> <p>(1) 学校に在籍する<u>児童</u>又は生徒の保護者(以下「保護者」という。)及び地域住民(生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和51年4月生駒市教育委員会規則第5号)第2条に定める通学区域及びその周辺に住所を有する者をいう。以下同じ。)が学校の運営に参画することで、地域に開かれ信頼される学校づくりに資すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の<u>校長</u>、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる要件を満たす学校(生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に定める<u>幼稚園</u>、<u>小学校</u>及び中学校をいう。以下同じ。)ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</p> <p>(1) 学校に在籍する<u>幼児</u>、<u>児童</u>又は生徒の保護者(以下「保護者」という。)及び地域住民(生駒市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和51年4月生駒市教育委員会規則第5号)第2条に定める通学区域及びその周辺に住所を有する者をいう。以下同じ。)が学校の運営に参画することで、地域に開かれ信頼される学校づくりに資すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 教育委員会は、学校に協議会を置こうとするときは、当該学校の<u>校長(園長を含む。)</u>、保護者及び地域住民の意見を聴くものとする。</p>